

地域計画

策定年月日	令和7年3月31日
更新年月日	令和8年6月30日 (第9回)
目標年度	令和16年度
市町村名 (市町村コード)	上三川町 093017
地域名 (地域内農業集落名)	上蒲生地区 (願成寺、上蒲生北部、上蒲生南部、峰町)

注:「地域名」欄には、協議の場が設けられた区域を記載し、農林業センサスの農業集落名を記載してください。

1 地域における農業の将来の在り方

(1) 地域計画の区域の状況

区域内の農用地等面積(農業上の利用が行われる農用地等の区域)	160.89 ha
① 農業振興地域のうち農用地区域内の農地面積	126.94 ha
② 田の面積	125.27 ha
③ 畑の面積(果樹、茶等を含む)	35.28 ha
④ 区域内において、規模縮小などの意向のある農地面積の合計	41.50 ha
⑤ 区域内において、今後農業を担う者が引き受ける意向のある農地面積の合計	97.00 ha
(参考)区域内における65才以上の農業者の農地面積の合計	77.24 ha
うち後継者不在の農業者の農地面積の合計	今後要調査 ha
(備考) ⑤対象区域内の土地を特定できていないため、引き受ける意向のある全ての農地面積を記載する。	

注1:①については、農業振興地域担当部局と調整の上、記載してください。  
 2:②及び③については、農業委員会の農地台帳の面積(現況地目)に基づき記載してください。  
 3:④については、規模縮小又は離農の意向のある農地面積を記載してください。  
 4:⑤については、区域内に特定することができない場合には、引き受ける意向のあるすべての農地面積を記載の上、備考欄にその旨記載してください。  
 5:(参考)の区域内における65才以上の農業者の農地面積等については、できる限り記載するように努めてください。  
 6:「区域内の農用地等面積」に遊休農地が含まれている場合には、備考欄にその面積を記載してください。

(2) 地域農業の現状及び課題

今後、認定農業者等が引き受ける意向のある農地面積は約97haある一方で、区域内における65歳以上の農業者が担う農地面積は約77ha(全体の約5割)であり、高齢に伴う離農や経営規模縮小に起因した遊休農地の増加を避ける必要がある。本地区は、既存の法人が中心的な担い手となっているが、継続した営農を行うためには、新規就農者による新たな担い手の確保や法人間の連携強化、若手農業者への支援体制の確立が必要となっている。また収益力向上や効率的な営農環境の確保のために、圃場整備の実施や担い手ごとに分散した農地の集約化が課題となる。

(3) 地域における農業の将来の在り方(作物の生産や栽培方法については、必須記載事項)

需給動向に応じた計画的な水稻(主食用米、飼料用米)を中心に、二条大麦や飼料作物を栽培する土地利用型農業を行う。また畑地化により、施設園芸作物や露地野菜の作付け促進による生産拡大を図る。農地の集積・集約を図るため圃場の再整備を実施し、機械設備の導入による農作業の効率化を進める。また資材の共同購入等を推進し、営農経費の削減に取り組む。若手農業者や新規就農者への支援体制の確立を図り、農業機械や施設を斡旋する仕組み作りを検討する。また地域の新たなブランド作物の開発や販路の拡大を通じて農業所得の向上を図る。

2 農業の将来の在り方に向けた農用地の効率的かつ総合的な利用に関する目標

(1) 農用地の効率的かつ総合的な利用に関する方針			
効率的な営農環境を確保するため、認定農業者や経営規模拡大意向のある農業者を中心に農地の集積・集約の取組を推進する。営農継続が困難となるような担い手の不測の事態にも対応するため、地域内での協議を実施し、農地の集積・集約や将来の担い手について、継続した話し合いに努める。			
(2) 担い手(効率的かつ安定的な経営を営む者)に対する農用地の集積に関する目標			
現状の集積率	69.7	%	将来の目標とする集積率
			80 %



